



# 宮 崎 県 公 報

令和6年10月24日(木曜日) 第555号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

|   |   |   |
|---|---|---|
| 公 告                                       | 頁 |   |
| ○県民栄誉特別賞及び県民栄誉賞の受賞者氏名及びその事績……………(秘書広報課) 1 |   | ○入札公告(2件)……………1<br>公安委員会規則<br>○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………4 |

## 公 告

宮崎県県民栄誉表彰規則(平成12年宮崎県規則第127号)第2条の規定により、令和6年9月24日付けで県民栄誉特別賞及び県民栄誉賞を受けたものの氏名及びその事績は、次のとおりである。

令和6年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 県民栄誉特別賞

#### (1) 氏名

スカイ・ブラウン

#### (2) 事績

パリオリンピックスケートボード競技の女子パーク種目において、2大会連続の銅メダル獲得という快挙を達成し、広く県民に大きな感動と誇りを与えた。

### 2 県民栄誉賞

#### (1) 氏名

高山 莉加

#### (2) 事績

パリオリンピック柔道混合団体において、初戦から決勝までただ一人全試合に出場し、体格で上回る選手にも果敢に挑み勝利を収めるなど、銀メダルの獲得に多大な貢献をし、広く県民に大きな感動と誇りを与えた。

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年10月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件 名

自動車保有OSSシステム用機器の賃貸借及び保守

#### (2) 借入物品及び数量

自動車保有OSSシステム用機器 一式

#### (3) 借入物品の特質等

仕様書のとおり

#### (4) 契約期間

令和7年2月1日から令和12年1月31日まで

#### (5) 納入場所

仕様書のとおり

#### (6) 要求所属

宮崎県警察本部交通部交通規制課 宮崎市旭一丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

#### (7) 入札方法

(2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(

保守料含む。)の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者であること。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。

(6) 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団

をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和6年11月14日（木）午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。

審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については、令和6年11月28日（木）までに要求所属から連絡する。

要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書（別記様式1）に必要な書類を添えて、令和6年12月2日（月）午後5時までに下記13の場所に提出すること。

また、上記書類の提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間

令和6年10月24日（木）から令和6年12月2日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

(2) 期間 令和6年10月24日（木）から令和6年12月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和6年10月24日（木）から令和6年11月14日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交

付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号

(2) 期限 令和6年12月4日（水）午後2時 ※送付にあっては、下記13の場所に令和6年12月3日（火）午後5時必着とする。

(3) 方法 持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室

(2) 日時 令和6年12月4日（水）午後2時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第 100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease and maintenance of equipment for car ownership one stop service system, 1 sets

(2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 4 December, 2024 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 3 December, 2024)

(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年10月24日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 マイナンバーカード一体化運転免許証対応機器の賃貸借及び保守

(2) 借入物品及び数量 マイナンバーカード一体化運転免許証対応機器 一式

(3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり

(4) 契約期間 令和7年2月1日から令和12年1月31日まで

(5) 納入場所 仕様書のとおり

(6) 要求所属 宮崎県警察本部交通部運転免許課 宮崎市阿波岐

原町前浜4276-5 郵便番号 880-8555 電話番号0985 (24) 9999

- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料含む。)の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等(法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

## 4 入札参加資格等の審査

入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和6年11月14日(木)午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。

審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については、令和6年11月28日(木)までに要求所属から連絡する。

要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書(別記様式1)に必要な書類を添えて、令和6年12月2日(月)午後5時までに下記13の場所に提出すること。

また、上記書類の提出方法については、持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)により提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

## 5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

### (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

### (2) 申請書類の受付期間

令和6年10月24日(木)から令和6年12月2日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

## 6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110

(2) 期間 令和6年10月24日(木)から令和6年12月3日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和6年10月24日(木)から令和6年11月14日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

## 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号

(2) 期限 令和6年12月4日(水)午前10時 ※送付にあつては、下記13の場所に令和6年12月3日(火)午後5時必着とする。

(3) 方法 持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)

## 9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室
- (2) 日時 令和6年12月4日（水）午前10時
- 10 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第 100条の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項  
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 13 契約に関する事務を担当する部署  
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 15 その他  
(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づ

- く政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary  
(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease and maintenance of My Number card integrated driver's license compatible equipment, 1 sets  
(2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 4 December, 2024 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 3 December, 2024)  
(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年10月24日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第9号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後  |     |     |  |         |  |     |  |   |     |     |     |  |         |  |     |  |
|--|--|-----|-----|--|---------|--|-----|--|---|-----|-----|-----|--|---------|--|-----|--|
| <p>(道路使用の許可)</p> <p>第19条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならない行為は次の各号に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。</p> <p>別表第3（第10条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道南俣宮崎線</td> <td>東諸県郡国富町大字田尻字浮島2238番地52地先から宮崎市大字小松字受別府 214番 1地先まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> | 路線名  | 区 間 | [略] |  | 県道南俣宮崎線 | 東諸県郡国富町大字田尻字浮島2238番地52地先から宮崎市大字小松字受別府 214番 1地先まで | [略] |  | <p>(道路使用の許可)</p> <p>第19条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならない行為は次の各号に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。</p> <p>別表第3（第10条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道南俣宮崎線</td> <td>東諸県郡綾町大字入野字向新開3495番2地先から宮崎市大字小松字受別府 214番 1地先まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> | 路線名 | 区 間 | [略] |  | 県道南俣宮崎線 | 東諸県郡綾町大字入野字向新開3495番2地先から宮崎市大字小松字受別府 214番 1地先まで | [略] |  |
| 路線名  | 区 間  |     |     |  |         |  |     |  |   |     |     |     |  |         |  |     |  |
| [略]  |  |     |     |  |         |  |     |  |   |     |     |     |  |         |  |     |  |
| 県道南俣宮崎線  | 東諸県郡国富町大字田尻字浮島2238番地52地先から宮崎市大字小松字受別府 214番 1地先まで |     |     |  |         |  |     |  |   |     |     |     |  |         |  |     |  |
| [略]  |  |     |     |  |         |  |     |  |   |     |     |     |  |         |  |     |  |
| 路線名  | 区 間  |     |     |  |         |  |     |  |   |     |     |     |  |         |  |     |  |
| [略]  |  |     |     |  |         |  |     |  |   |     |     |     |  |         |  |     |  |
| 県道南俣宮崎線  | 東諸県郡綾町大字入野字向新開3495番2地先から宮崎市大字小松字受別府 214番 1地先まで   |     |     |  |         |  |     |  |   |     |     |     |  |         |  |     |  |
| [略]  |  |     |     |  |         |  |     |  |   |     |     |     |  |         |  |     |  |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。